



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

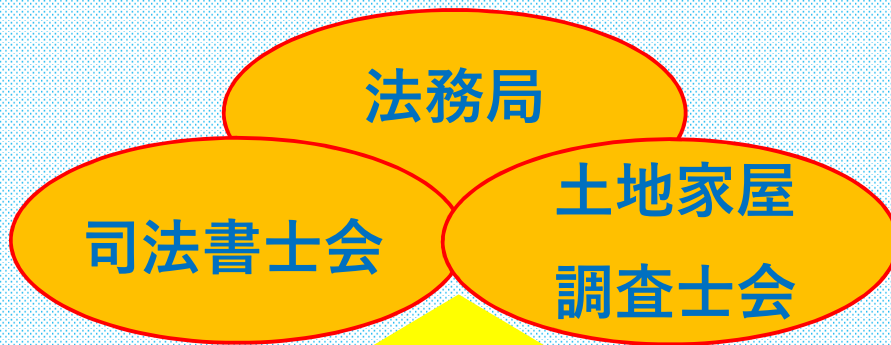
三者合同！

相続登記相談会

予約制
ご相談は無料です！

令和6年4月1日から

相続登記の申請が義務化されます！



司法書士又は土地家屋調査士がご相談をお受けします！

〈秘密厳守〉

- ◆遺産の相続
- ◆相続登記の手続等

- ◆相続した土地を分割したい
- ◆相続した建物が未登記だった
- ◆相続に備えて土地の境界をはっきりしておきたい
- ◆その他の表示に関する登記全般

日時

令和5年4月11日(火)

午前10時から午後4時まで

※受付最終時間は午後3時まで

場所

横浜地方法務局
横浜市中区北仲通五丁目57番地
(横浜第2合同庁舎7階相談室)

【ご来場の皆様へのご協力をお願い】

- ・入場時の検温にご協力願います。37.5℃以上の発熱のある方は入場をお断りさせていただきます。
- ・37.5℃以上の発熱がある方はご来場をお控えください。
- ・会場内のマスク着用については相談予約者の判断にお任せしますが、着用されることを推奨します。

相談会では、事前予約の上、「相続登記に関する相談」又は「表示登記に関する相談」のいずれかをお受けいたします。(相談時間は30分です。)

※予約時間の5分前までにご来庁ください。

主催：横浜地方法務局・神奈川県司法書士会・神奈川県土地家屋調査士会

【相談予約先】

横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜地方法務局 不動産登記部門

担当：村崎(ムラサキ)

連絡先：045-641-7442

事務取扱時間 8:30-17:15(平日のみ)